

報告第16号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	事件の概要
1	総務企画局	2. 2. 7	令和元年11月17日、横浜市港北区**** *****で、本市普通乗用車が、方向 転換しようとして後退した際、被害者所有の外灯 に接触し、破損させたもの
2	総務企画局	2. 4. 24	令和2年3月16日、宮前区***** **号先路上で、本市小型乗用車が、方向転 換しようとして後退した際、被害者所有の小型乗 用車に接触し、破損させたもの
3	財政局	2. 2. 5	令和元年9月30日、被害者宅敷地内で、本 市軽乗用車が、当該敷地内に進入した際、被 害者所有の門柱に接触し、破損させたもの
4	環境局	2. 2. 10	令和元年6月14日、被害者宅先交差点で、 本市小型ごみ収集車が、右折しようとした際、 被害者所有のマンションの塀に接触し、破損 させたもの
5	環境局	2. 2. 10	令和元年8月23日、川崎区***** ***で、本市職員が浄化槽の清掃作業中、 本市中型浄化槽車のホースが、被害者所有の 浄化槽の配管に接触し、破損させたもの
6	環境局	2. 3. 2	令和元年11月26日、高津区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、左 折しようとした際、被害者所有のマンション の塀に接触し、破損させたもの

7	環境局	1. 12. 26	令和元年10月19日、多摩区***** ***で、本市中型ごみ収集車が、通過しようとした際、左折するため当該交差点内で一時停止した被害者(ア)所有の普通乗用車に追突し、運転していた被害者(イ)を負傷させ、及び当該普通乗用車を破損させたもの
8	環境局	2. 3. 6	
9	環境局	2. 3. 18	令和元年11月14日、宮前区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、敷地内から道路に出ようとした際、被害者所有の植込みの外壁に接触し、破損させたもの
10	環境局	2. 3. 18	令和2年1月21日、中原区***** ***で、本市中型ごみ収集車が、対向車を避けようと左に寄った際、左後方から走行してきた被害者所有の自動二輪車が、衝突を避けようとして転倒し、当該自動二輪車が破損したもの
11	環境局	2. 3. 25	平成30年12月11日、被害者宅先丁字路で、横断歩道上で一時停止していた本市小型ごみ収集車に、横断歩道を走行してきた被害者運転の自転車が接触し、被害者が負傷したもの
12	環境局	2. 4. 20	令和元年12月10日、宮前区***** *****で、本市小型ごみ収集車が通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
13	環境局	2. 4. 27	令和2年2月24日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、対向車を避けようと左に寄った際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
14	こども未来局	2. 3. 12	令和元年9月25日、被害者宅駐車場で、本市軽自動車が、方向転換のため当該駐車場に入し、前進した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
15	臨海部国際戦略本部	2. 2. 25	令和2年1月9日、川崎区***** *****で、本市職員が、本市軽自動車から降車しようとした際、右側に駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
16	高津区役所	2. 2. 17	令和元年6月13日、高津区***** *****で、本市軽ライトバンが、右側に車線変更しようとした際、後方から走行してきた被害者(イ)所有の小型乗用車に接触し、運転していた被害者(ア)を負傷させ、及び当該小型乗用車を破損させたもの
17	高津区役所	2. 4. 14	

18	消防局	2. 2. 4	令和元年10月27日、中原区***** ***で、本市救急車が、転回しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の自動二輪車に接触し、破損させたもの
19	環境局	2. 3. 23	令和2年1月18日、高津区***** ***で、本市職員が、集積所から約7メートル離れた場所に置かれていた、ビニール袋に入れられた被害者所有の鞆等をごみであると誤認し、当該鞆等を収集し、滅失させたもの
20	環境局	2. 3. 24	令和2年1月18日、高津区***** ***で、本市職員が、集積所から約7メートル離れた場所に置かれていた、ビニール袋に入れられた被害者所有の鞆等をごみであると誤認し、当該鞆等を収集し、滅失させたもの
21	こども未来局	2. 2. 17	令和元年10月7日、市立保育園で、隣接する被害者宅駐車場にはみ出していた樹木の枝が、被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
22	建設緑政局	2. 2. 17	令和元年5月24日、川崎区***** ***で、被害者所有の小型乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型乗用車が破損したもの
23	建設緑政局	2. 2. 17	令和元年5月24日、川崎区***** ***で、被害者所有の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの
24	建設緑政局	2. 3. 6	令和元年10月15日、宮前区***** ***で、被害者所有の普通トラックが走行中、車道にはみ出していた街路樹の枝に接触し、当該普通トラックが破損したもの
25	建設緑政局	2. 3. 13	令和元年11月10日、幸区***** ***で、被害者所有の自転車が走行中、グレーチングの破損箇所に落輪し、当該自転車が破損したもの
26	建設緑政局	2. 5. 7	令和2年2月1日、麻生区***** ***で、被害者所有の普通乗用車が、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通乗用車を破損させたもの
27	宮前区役所	2. 3. 30	令和元年12月2日、宮前区***** ***で、本市職員運転の自転車が、前方で一時停止していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
94	29.10.6	多摩区内 主要地方 道横浜生 田道路改 良工事	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4丁目25番2号 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治	契約金額 749,520,000 円	契約金額 820,178,500 円	2. 3.23	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定並 びに現地調 査の結果から、 地盤改良工 の追加、掘 削方法の変 更及び地中 障害物撤去 等の必要が 生じたこと により、増 額の変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	1. 6. 27	等々力補助競技場 改修工事	横浜市都筑区茅ヶ崎中 央29番11号 長谷川体育・信号器材 共同企業体 代表者 長谷川体育施設株式会 社 代表取締役社長 佐藤 辰夫 構成員 信号器材株式会社 代表取締役社長 前島 敏雄	完成期限 令和2年 3月16日	完成期限 令和2年 3月31日	2. 3. 11	陸上競技場の公認検定の調整等に不測の日数を要したことから、完成期限の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	1. 6. 27	等々力補助競技場 改修工事	横浜市都筑区茅ヶ崎中 央29番11号 長谷川体育・信号器材 共同企業体 代表者 長谷川体育施設株式会 社 代表取締役社長 佐藤 辰夫 構成員 信号器材株式会社 代表取締役社長 前島 敏雄	契約金額 646,800,000 円	契約金額 707,273,600 円	2. 3. 30	利用団体との調整に伴う使用材料の変更及び現地調査の結果等から、排水設備の改修の必要が生じたことにより、増額の変更を行うものである。

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専決処分 年 月 日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
172	30.12.13	東扇島堀 込部ケー ソン製作 その1工 事	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジニアリング 株式会社 代表取締役社長 大下 元	契約金額 1,692,360,000 円	契約金額 1,733,474,700 円	2. 3.16	ケーソン 製作に伴う 役務費（借 地料）及び 使用鋼材数 量の変更等 により、増 額の変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
91	1. 6. 27	東扇島堀 込部護岸 築造その 1工事	<p>横浜市中区太田町1丁目15番地 関内東亜ビル</p> <p>東亜・あおみ・大本・株木共同企業体</p> <p>代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹</p> <p>構成員 あおみ建設株式会社 代表取締役社長 河邊 知之</p> <p>構成員 株式会社 大本組 代表取締役社長 大本 万平</p> <p>構成員 株木建設株式会社 代表取締役社長 株木 雅浩</p>	<p>契約金額 2,172,500,000 円</p>	<p>契約金額 2,386,368,600 円</p>	2. 3. 25	<p>川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項までの規定並びに現地調査の結果等から、床堀工の数量及びケーソン据付方法の変更等が生じたことにより、増額の変更を行うものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
98	30. 6.21	南武線稲田堤駅自由通路新設及び橋上駅舎整備工事	横浜市西区平沼1丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員横浜支社長 廣川 隆	契約金額 3,265,286,000 円	契約金額 3,465,286,000 円	2. 2.26	事業用地内にある共同ビルの解体工事に係るアスベスト対策に要する費用、及び駅利用者の安全対策を強化するため、工事期間中の仮設通路の一部拡幅に要する費用の増。



### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### (1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	2. 3. 17	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月43,700円の支払を求めるもの
2	2. 3. 17	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,055,066円、延滞金及び令和元年9月15日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月29,500円の支払を求めるもの
3	2. 4. 28	** ** ** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告らに対し、当該市営住宅の明渡し及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,300円の支払を求めるもの

#### (2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	2. 2. 10	** **	左記の相手方は、市営住宅の滞納使用料336,277円、延滞金及び平成31年1月23日から令和2年2月10日までの使用料相当損害金月35,900円の支払義務があることを認め、同年1月29日にこれらの一部を支払い、残額の321,679円を同年2月以降毎月分割して支払うこととしたことから、本市は、相手方が市営住宅の居住を継続することに合意するもの